

那珂川町イメージキャラクター「なかちゃん」取扱要綱

(趣旨)

第1条 那珂川町イメージキャラクター「なかちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 キャラクターは、那珂川町を広くPRするため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品、名刺及び物品などに使用できるものとする。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、那珂川町イメージキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、那珂川町が使用する場合はこの限りではない。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、那珂川町イメージキャラクター使用(承認・非承認)書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

ただし、以下の項目に該当する場合は使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
- (2) 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (4) 法令または公序良俗に反する、またはその恐れのある場合
- (5) その他、町長が承認すべきでないと判断した場合

(使用者の遵守事項)

第5条 前条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用承認を受けた目的以外にキャラクターを使用してはならない。

2 キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第6条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用承認を取消し、又は使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めたとき。

2 前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でも町はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

イメージキャラクター使用承認申請書

年 月 日

那珂川町長 様

(申請者)

住 所

職 業(団体名)

氏 名(代表者名)

電話番号

下記のとおり、那珂川町イメージキャラクターの使用承認を申請します。
なお、使用に際しましては、関係要綱及びこれに基づく指示に従います。

記

使用目的	
使用範囲	
使用対象物	
使用日時 (使用期限のない ものは省略可)	

その他参考になる資料がある場合には添付する。

様式第2号(第4条関係)

イメージキャラクター使用(承認・非承認)書

第 号
年 月 日

様

那珂川町長

下記のとおり、那珂川町イメージキャラクターの使用を決定します。

	1 承認	2 非承認
--	------	-------

記

使用目的	
使用範囲	
使用対象物	
使用日時	
使用の条件等	<ol style="list-style-type: none">1 使用者は使用承認を受けた目的以外に、イメージキャラクターを使用してはならない。2 イメージキャラクターの使用により、使用者に生じた損害及び使用者が他人に与えた損害については、使用者がその損害額を負担し又は賠償しなければならない。3 使用承認を取り消された場合において、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でも、町はその責めを負わない。4 この承認書は、イメージキャラクターの使用を承認するものであり、製品等の品質を保証するものでない。5 使用にあたっては「那珂川町イメージキャラクター」の文字を入れること。
非承認の理由	